

岩手県犯罪被害者等支援審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犯罪被害者等支援条例（令和6年岩手県条例第12号）第17条の規定により、岩手県犯罪被害者等支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、会長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

(1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第3条 会長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(議事録の作成)

第4条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議事の概要

(4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(議事録等の公開)

第5条 会議の議事録及び配布資料（以下「議事録等」という。）は、第2条第2項の規定に基づき会議を非公開とした場合に係るものを除き公開する。

2 前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者若しくは第三者の権利及び利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により会議の議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

(代理出席)

第6条 委員は、審議会に出席することができない場合であっても、あらかじめ会長の承認を得て定めた代理人を審議会に出席させることができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年7月31日から施行する。